

一般社団法人アカデミア発バイオ・ヘルスケアベンチャー協会
規 則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、定款の定めに基づき、当協会の会員資格、入会及び退会、会費に関して必要な事項を定める。

(会員種別)

第 2 条 当協会の会員は、定款第 6 条に定めるところにより、個人会員、法人会員、ベンチャー会員、賛助会員の 4 種とする。

(入 会)

第 3 条 当協会に入会を希望する者は、代表理事に所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 前項の承認は、業務執行理事会の承認をもって、理事会承認と見做す。

(入会金)

第 4 条 前条の定めに従い、当協会への入会を認められた者は、入会に際して会員種別に応じ、別表 1 に掲げる入会金を納付しなければならない。

(代表者の届出)

第 5 条 法人又は団体たる会員は、当協会に対してその権利を行使し得る自然人を代表者と定め、代表理事に届け出るものとする。

2 前項の代表者に変更があったときは、速やかに代表理事に届け出るものとする。

(会 費)

第 6 条 会員は、会員種別に応じ、別表 1 に掲げる会費を納入しなければならない。

(会費の納付)

第 7 条 会費は、毎年 4 月から翌年 3 月に至る 1 年分を、当協会の請求に基づき、一括納付するものとする。ただし、年度途中の入会であって、年度末まで 6 ヶ月を切って入会の場合には、会費年額の半分を一括納付するものとする。

(特別会費)

第 8 条 特別会費は、例会、研究会、講演会等の催事への参加費として、都度、執行理事会において別に定める額を徴収する。

(会費等の返還)

第9条 当協会は、定款第11条の規定に基づく会員の退会、同第12条の規定に基づく会員の除名、及び同第13条の規定に基づく会員資格の喪失に際しては、既に納付された入会金、会費は返還しない。

(退会)

第10条 会員は、所定の退会届を提出して、任意にいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に事務局に対して、文書にて予告をするものとする。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議により、社員総会に対し提案を行い、社員総会の決議により、その会員を除名することができる。この場合、理事会は、その会員に対し、その社員総会において決議の前に弁明する機会を与えられる旨を通知のうえ、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 代表理事は、社員総会において会員の除名が決議されたときは、除名された社員に対し、その旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会員が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。
- (2) 会費を滞納し、督促後半年以上を経過してもなお納入されなかったとき。
- (3) 総社員の同意があったとき。

(会員名簿)

第13条 事務局は、当協会の連絡の目的で、会員の氏名又は名称及び住所を記載し、又は記録した会員名簿を作成する。

(付則)

1. 当協会規則の改廃は、理事会の決議による。
2. 当協会規則は、2023年7月7日より施行する。

別表

会員種別	定義	年会費	特別会費 (例会等参加費)	入会金
個人会員	当協会の目的に賛同し、理事会にて当協会への入会を認められた個人	1万円	都度定める	免除
法人会員	バイオ・ヘルスケアの分野で研究開発及び/又は事業を行う法人又は団体で、当協会の目的に賛同し、理事会にて当協会への入会を認められた者	1口 10万円 (1口以上)	都度定める	5万円
ベンチャー会員	法人会員のうち、入会時点において、以下の企業要件を満たし、理事会にて当協会への入会を認められた者 企業要件： ・中小企業であること 従業員数 300 人に以下、 又は資本金 3 億円以下 ・株式未上場であること ・設立から 20 年未満であること ただし、上記の企業要件を満たさなくなったときは法人会員に移行するものとする。	1口 5万円 (1口以上)	都度定める	免除
賛助会員	上記の法人会員に該当しない法人又は団体で、当協会の趣旨に賛同し、理事会にて当協会への入会を認められた者	1口 10万円 (1口以上)	都度定める	5万円

以上